日置市とパナソニックエレクトリックワークス株式会社との脱炭素社会の実現に向けた連携協定書

日置市（以下「甲」という。）及びパナソニックエレクトリックワークス株式会社（以下「乙」という。）は、脱炭素社会の実現に向けた取組について相互に連携することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙が、双方の資源やノウハウを活用し、日置市が目指す「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティひおき）」の実現に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの促進、とりわけ大幅な省エネルギー化を実現する最先端の建築物であるＺＥＢ（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の理解促進並びに導入推進に向けた取組について、相互に密接な連携を図りながら推進していくことを目的とする。

（連携事項）

第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の事項について連携し協力する。

(1) 市民への地球環境問題・脱炭素に資する啓発に関すること

(2) 事業者等に対する脱炭素に関する啓発、とりわけＺＥＢの認知度向上及び理解促進に関すること

(3) 甲所有施設のＺＥＢ化改修可能性調査及び手法の検討に関すること

(4) 甲所有施設へのＬＥＤ照明器具導入に関すること

(5) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的に資する事業に関すること

２ 前項に定める事項の具体的な内容、実施方法及び費用分担については、甲乙協議の上定めるものとする。

３ 甲及び乙は、第１項各号に定める事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第３条 甲又は乙が、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行う。

（秘密保持）

第４条 甲及び乙は、本協定の履行に際し相手方から秘密である旨を表示した上で受領した情報を、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示し、漏洩し、若しくは譲渡し、又は他の目的に利用してはならない。

2　甲及び乙は、次条に定める有効期間の満了後も、前項に定める秘密保持の義務を負う。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和９年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定を終了する旨の書面による通知がないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間この協定は同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　8　年　6　月24日

甲：鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市
日置市長　永山由高

乙：福岡県福岡市中央区薬院３丁目１番２４号
パナソニックエレクトリックワークス株式会社
マーケティング本部 九州電材営業部
営業部長
佐藤 健悦